

コスモエコパワー株式会社
「(仮称)波崎ウインドファームリプレース事業 計画段階環境配慮書」
に対する意見について

令和3年11月4日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)波崎ウインドファームリプレース事業 計画段階環境配慮書」について、コスモエコパワー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 茨城県神栖市
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出力 : 最大15,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和3年 8月17日
環境大臣意見受理	令和3年10月28日
経済産業大臣意見	令和3年11月 4日

問合せ先: 電力安全課 沼田、江藤、萬上
電話03-3501-1742(直通)

コスモエコパワー株式会社
「(仮称)波崎ウインドファームリプレイス事業 計画段階環境配慮書」
に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置及び位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、既設の風力発電設備等の設置の際に行った自主的な環境影響評価の結果、稼働中に実施した調査結果等を活用し、既設の風力発電設備等の設置・稼働による環境影響について適切に把握するとともに、それらの結果を踏まえて、本事業による計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。また、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、既設の風力発電設備等の撤去跡地や既存の道路等を利用することにより、新設する場合に比べ、環境影響の程度を低減することが可能な場合には、その利用等を最大限考慮すること。

(2) 工事計画の検討

工事計画の検討に当たっては、既設の風力発電設備等の撤去工事の実施に伴う大気環境、水環境、廃棄物等の影響に関する調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を適切に実施すること。これらを行わない場合には、方法書において、その合理的な理由を検討経緯も含めて適切に記載すること。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。また、風力発電設備等の建て替えについては、現況からの環境影響の増加分のみに着眼することなく、現況の課題も踏まえた上で、本事業の実施による環境影響の回避・低減のための環境保全措置を検討すること。

(4) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(5) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の近傍には、複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、工事中及び稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

想定区域の近傍には、住居等が存在しており、本事業で設置が予定されている風力発電設備については、既設の風力発電設備に比べ、ハブの高さ及びブレードの長さが増加する計画であることから、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。